

第 2 章

車載式故障診断装置の技術基準と OBD 検査対象装置

2-1	車載式故障診断装置(OBD)の技術基準.....	6
2-2	OBD 検査対象装置の保安基準.....	9
2-3	OBD 検査の適用範囲.....	17

2-1 車載式故障診断装置(OBD)の技術基準

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号) (抄)

別添 124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用 OBD」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合並びに法第 62 条第 1 項の規定による継続検査、法第 63 条第 2 項の規定による臨時検査、法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査又は法第 94 条の 5 第 1 項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

- (1) 法第 41 条第 1 項第 3 号の操縦装置のうちかじ取装置（運行補助機能に係る部分に限る。）
- (2) 法第 41 条第 1 項第 4 号の制動装置のうち走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置
- (3) 法第 41 条第 1 項第 4 号の制動装置のうち走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置
- (4) 法第 41 条第 1 項第 4 号の制動装置のうち緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置
- (5) 法第 41 条第 1 項第 4 号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置
- (6) 法第 41 条第 1 項第 12 号の発散防止装置
- (7) 法第 41 条第 1 項第 14 号の警報装置のうち車両接近通報装置
- (8) 法第 41 条第 1 項第 20 号の自動運行装置

2. 用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
故障	正常な働きが損なわれ、修理、部品交換その他の整備を行わなければ正常に回復しない状態であること
故障コード	継続検査用 OBD に記録される対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコード
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第 1 節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1. (1)から(5)まで、(7)及び(8)に掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3. 継続検査用 OBD の技術的要件

継続検査用 OBD は、3. 1. 又は 3. 2. の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自

動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。

3.1. 次に掲げる規定の全てに適合するものであること。

- (1) 故障コードは、ISO 15031-6 又は SAE J 2012 に従って定められたものであること。
- (2) 接続端子と端子配列は、対象の車載装置に用いる通信プロトコルに応じ、ISO 15031-3、ISO 13400-4 又は SAE J 1939-13 に準拠したものであること。
- (3) 故障コードに係る通信プロトコル及び通信サービスは、当該対象装置毎に DoK-Line 方式、DoCAN 方式又は DoIP 方式を使用し、次に掲げる標準規格のうちいずれかを用いること。

- ① ISO 9141
- ② ISO 14229
- ③ ISO 14230
- ④ ISO 15765
- ⑤ ISO 13400
- ⑥ SAE J 1939

3.2. 協定規則第 154 号第 2 改訂版補足改訂版若しくは協定規則第 154 号の附則 C5 付録 1 の 6.5.3.1. 及び 6.5.3.2. の規定又は別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.2.6.3. の規定を満たすものであること。

4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用 OBD の必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
1. (1) から (5) まで、(7) 及び(8)に掲げる装置	当該装置に係る特定故障コードが 1 つ以上記録されているものであること。
1. (6) に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 (1) 継続検査用 OBD が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないものであること。 (2) 警告灯（協定規則第 154 号第 2 改訂版補足改訂版若しくは協定規則第 154 号の附則 C5 の 3.5. 及び 3.7. の規定又は別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.2.5.2.（作動モード 4 に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているものであること。 (3) 協定規則第 154 号第 2 改訂版補足改訂版又は協定規則第 154 号の附則 C5 の基準が適用されるものにあつては、同附則の 3.3.3. に規定する装置（レベル 1A に関する装置を除く。）について、別添 48「自動車のばい煙、

悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.の基準が適用されるものにあつては、Ⅳ.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、1つもレディネスコードが記録されていないものであること。

(4) 当該装置に係る特定故障コードが1つ以上記録されているものであること。

(5) (1)から(4)までに掲げる要件に該当するかどうかの判定に必要な情報が継続検査用 OBD から読み出せないものであること。(別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ.の規定が適用される自動車を除く。)

※独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 第4章 4-10 車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）（「4-2 機構における審査事務」を参照。）

※本別添：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）にて追加

※1.、3.2.、4.：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第518号）にて改正

※1.：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第1172号）にて改正

2-2 OBD 検査対象装置の保安基準

○道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）（抄）

第 11 条 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度、操作性等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 (略)

(制動装置)

第 12 条 自動車には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し告示で定める基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 35 キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25 キロメートル毎時未満の自動車にあつては、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し告示で定める基準に適合する 1 系統の制動装置を備えればよい。

2 (略)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第 31 条 (略)

2 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を多量に発散しないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして、構造、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4～8 (略)

(車両接近通報装置)

第 43 条の 7 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合する車両接近通報装置を備えなければならない。ただし、走行中に内燃機関が常に作動する自動車にあつては、この限りでない。

(自動運行装置)

第 48 条 (略)

2 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

3 (略)

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)
(抄)

第1節 指定自動車等であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目	第2節 指定自動車等以外の自動車であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目	第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目
<p>第5条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。</p> <p>(1) 指定自動車等について、法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査を行う場合(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合を除く。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第83条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。</p> <p>(1) 指定自動車等以外の自動車について、法第59条第1項の規定による新規検査又は法第71条第1項の規定による予備検査を行う場合(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合を除く。)</p> <p>(2) 法第99条に規定する自動車(指定自動車等を除く。)を新たに使用しようとする場合</p> <p>(3) 法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車(施行規則第62条の3第1項の規定に基づき型式の認定を受けたものを除く。)を新たに運行の用に供しようとする場合</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第161条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。</p> <p>(1) 法第47条の規定による点検及び整備を行う場合</p> <p>(2) 法第54条第1項の規定による命令、同条第2項の規定による使用の停止、同条第3項の規定による処分の取消し又は同条第4項の規定による勧告のための判定を行う場合</p> <p>(3) 法第54条の2第1項の規定による命令、同条第4項の規定による整備、同条第5項の規定による処分の取消し又は同条第7項の規定に係る判断を行う場合</p> <p>(4) 法第62条第1項の規定による継続検査を行う場合</p> <p>(5) 法第63条第2項の規定による臨時検査を行う場合</p> <p>(6) 法第67条第3項の規定による構造等変更検査を行う場合</p> <p>(7) 法第90条の規定による特定整備を行う場合</p> <p>(8) 法第94条の5第1項の規定による証明のための判定を行う場合</p> <p>(9) その他第5条及び第83条の規定により第1節及び第2節の規定が適用される</p>

		場合以外の場合 2・3 (略)
<p>(かじ取装置)</p> <p>第13条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次の次項及び第3項に掲げる基準とする。</p> <p>2 自動車(次項の自動車を除く。)のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 協定規則第79号の規則5.及び6.に適合するものであること。</p> <p>(2) <u>運行補助機能(協定規則第79号の規則2.3.4.に定める機能及び協定規則第171号の規則2.1.に定める機能をいう。以下この条、第91条、第169条及び別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」において同じ。)</u>のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの(協定規則第79号の2.3.4.4.及び2.4.8.に定める機能を除く。)にあっては、協定規則第171号の規則5.及び6.に適合するものであること。なお、当該運行補助機能が協定規則第79</p>	<p>(かじ取装置)</p> <p>第91条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項及び第3項に掲げる基準とする。</p> <p>2 自動車(次項の自動車を除く。)のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める自動車にあっては第2号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 協定規則第79号の規則5.及び6.に適合するものであること。</p> <p>(2) 運行補助機能のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの(協定規則第79号の2.3.4.4.及び2.4.8.に定める機能を除く。)にあっては、協定規則第171号の規則5.及び6.に適合するものであること。なお、当該運行補助機能が協定規則第79号の規則2.3.4.1.又は2.3.4.5.に定める機能のみを有する場合にあっては前号の基準に適合するものであればよい。</p>	<p>(かじ取装置)</p> <p>第169条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p>

号の規則 2.3.4.1. 又は 2.3.4.5. に定める機能にあっては前号の基準に適合するものであればよい。

(3) 次に掲げるかじ取装置については、前各号の規定にかかわらず、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないもの（運行補助機能を有するものにあっては別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合するものに限る。）であればよい。

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置

ロ 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置

ハ 法第75条の3第1項の規定に基づきかじ取装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、

<p>3~5 (略)</p>	<p>同一の位置に備えられたかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置</p> <p>3 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車のかじ取装置は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>イ~ル (略)</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>4~6 (略)</p>	<p>(1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、<u>次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</u></p> <p>イ~ヲ (略)</p> <p>ワ <u>運行補助機能を有するかじ取装置であって、別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの</u></p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>2~3 (略)</p>
<p>(制動装置) 第 15 条 (規定なし)</p>	<p>(制動装置) 第 93 条 (略) 2~10 (略)</p> <p>11 <u>走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り若しくは転覆を有効に防止す</u></p>	<p>(制動装置) 第 171 条 (略) 2~10 (略)</p> <p>11 <u>走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り若しくは転覆を有効に防止することができる</u></p>

	<p><u>ることができる装置、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置又は衝突被害軽減制動制御装置であって、別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないものは、第 2 項、第 3 項、第 8 項及び第 9 項に掲げる基準に適合しないものとする。</u></p>	<p><u>装置、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置又は衝突被害軽減制動制御装置であって、別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないものは、第 2 項、第 3 項、第 8 項及び第 9 項に掲げる基準に適合しないものとする。</u></p>
<p>(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置) 第 41 条 (規定なし)</p>	<p>(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置) 第 119 条 (略) [排出ガス発散防止装置の機能維持規定] 2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第 31 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、<u>別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置(二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。)</u>は、<u>これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料</u></p>	<p>(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置) 第 197 条 (略) [排出ガス発散防止装置の機能維持規定] 2 第 41 条第 1 項又は第 119 条第 1 項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第 31 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、<u>別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置(二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。)</u>は、<u>これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普</u></p>

	<p>とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第5号の規定は適用せず、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第5号の規定は適用せず、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
<p>(車両接近通報装置) 第67条の3 (規定なし)</p>	<p>(車両接近通報装置) 第145条の3 車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の7の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない車両接近通報装置は、前項の規定にかかわらず、第1項の基準に適合しないものとする。</u></p>	<p>(車両接近通報装置) 第223条の3 車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の7の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない車両接近通報装置は、前項の規定にかかわらず、第1項の基準に適合しないものとする。</u></p>
<p>(自動運行装置) 第72条の2 (規定なし)</p>	<p>(自動運行装置) 第150条の2 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p>	<p>(自動運行装置) 第228条の2 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、自動運行装置の作動中、確実に機能するものであることとす</p>

	<p>(1)～(18) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動運行装置は、前項の規定にかかわらず、第 1 項の基準に適合しないものとする。</u></p>	<p>る。この場合において、自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷のあるもの又は別添 124「<u>継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準</u>」に定める基準に適合しないものは、<u>この基準に適合しないものとする。</u></p>
--	--	---

※第 83 条、第 91 条、第 93 条、第 119 条、第 145 条の 3、第 150 条の 2、第 169 条、第 171 条、第 197 条、第 223 条の 3、第 228 条の 2：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年国土交通省告示第 788 号）にて改正

※第 13 条、第 91 条、第 119 条、第 169 条：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 1172 号）にて改正

2-3 OBD 検査の適用範囲

○道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）（抄）

（かじ取装置）

第 7 条 （略）

2～11 （略）

12 次に掲げる自動車以外の自動車については、細目告示第 91 条第 2 項及び第 169 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年国土交通省告示第 788 号）による改正前の細目告示第 91 条第 2 項及び第 169 条第 1 項の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和 3 年 10 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1. に規定する対象装置の性能が令和 3 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 4 年 9 月 30 日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して 2 年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して 10 月を経過したものに限る。）

二 国土交通大臣が定める自動車

13 令和 4 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 9 月 30 日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 7 年 9 月 30 日）までの間、細目告示第 91 条第 2 項及び第 169 条第 1 項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年国土交通省告示第 788 号）による改正前の細目告示第 91 条第 2 項及び第 169 条第 1 項の規定に適合するものであればよい。

14・15 （略）

（制動装置）

第 9 条 （略）

2～53 （略）

54 次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第 93 条第 11 項及び第 171 条第 11 項の規定は適用しない。

- 一 令和 3 年 10 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1. に規定する対象装置の性能が令和 3 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 4 年 9 月 30 日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同

一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して2年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）

二 国土交通大臣が定める自動車

55 令和4年9月30日（輸入された自動車にあっては令和5年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和6年9月30日（輸入された自動車にあっては令和7年9月30日）までの間、細目告示第93条第11項及び第171条第11項の規定は適用しない。

56～61 （略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第28条 （略）

2～190 （略）

191 次に掲げる自動車以外の自動車については、細目告示第119条第2項及び第197条第2項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）による改正前の細目告示第119条第2項及び第197条第2項の規定に適合するものであればよい。

一 令和3年10月1日（輸入された自動車にあっては令和4年10月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入された自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して2年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）

二 国土交通大臣が定める自動車

192 令和4年9月30日（輸入された自動車にあっては令和5年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和6年9月30日（輸入された自動車にあっては令和7年9月30日）までの間、細目告示第119条第2項及び第197条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）による改正前の細目告示第119条第2項及び第197条第2項の規定に適合するものであればよい。

193～203 （略）

（車両接近通報装置）

第51条の3 （略）

2 次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第145条の3第3項及び第223条の3第3項の規定は適用しない。

一 令和3年10月1日（輸入された自動車にあっては令和4年10月1日）以降に新たに指定

を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入された自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して2年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）

二 国土交通大臣が定める自動車

- 3 令和4年9月30日（輸入された自動車にあっては令和5年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和6年9月30日（輸入された自動車にあっては令和7年9月30日）までの間、細目告示第145条の3第3項及び第223条の3第3項の規定は適用しない。

（自動運行装置）

第55条の2（略）

2（略）

- 3 次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第150条の2第3項の規定は適用しないものとし、第228条の2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）による改正前の第228条の2の規定に適合するものであればよい。

一 令和3年10月1日（輸入された自動車にあっては令和4年10月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入された自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して2年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）

二 国土交通大臣が定める自動車

- 4 令和4年9月30日（輸入された自動車にあっては令和5年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和6年9月30日（輸入された自動車にあっては令和7年9月30日）までの間、細目告示第150条の2第3項の規定は適用しないものとし、第228条の2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）による改正前の第228条の2の規定に適合するものであればよい。

5・6（略）

※第7条第12項、同条第13項、第9条第54項、同条第55項、第28条第191項、同条第192項、第51条の3第2項、同条第3項、第55条の2第3項、同条第4項：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）にて追加

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示及び規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について(依命通達)(平成 15 年 10 月 1 日付国自技第 151 号、国自環第 134 号)(抄)

1. ～132. (略)

133. 適用関係告示第 7 条第 12 項、第 9 条第 54 項、第 28 条第 191 項、第 51 条の 3 第 2 項及び第 55 条の 2 第 3 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和 3 年 10 月 1 日(輸入された自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日)以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車(特定共通構造部を備えたものに限る。)のうち、取扱いを受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1. に規定する対象装置の性能が令和 3 年 9 月 30 日(輸入された自動車にあっては令和 4 年 9 月 30 日)以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものと同一でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの(法第 7 条に定める新規登録(軽自動車にあっては法第 59 条に定める新規検査)を初めて受けた月の前月の末日から起算して 10 月を経過したものに限る。)とする。

134. ～238. (略)

※133. : 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について(依命通達)」の一部改正について(依命通達)(令和 5 年 6 月 5 日付国自基第 41 号)にて改正